

2019年11月14日

関係各位

一般社団法人日本造血細胞移植学会  
理事長 岡本 真一郎

#### 移植施設認定基準 基準 4.2 の改定について

平素より本学会の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
この度、本学会では、移植施設認定委員会および理事会の審議を経て、移植施設認定基準の基準 4.2 について下記の通り改定いたしましたのでお知らせいたします。本改定により、認定カテゴリーの変更が生じる診療科には別途、その旨、文書にてご通知いたしますので、ご留意ください。よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### <改定前>

基準 4.2 同種造血幹細胞移植に用いる造血幹細胞ソースの種類に関しては、認定申請時の前年までの3年間に、原則として、すべての移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植、ただし、小児診療科においては末梢血幹細胞移植は対象としない）を少なくとも1例施行していること。ただし、新規申請時には血縁の骨髄移植および末梢血幹細胞移植のみの実績でよい。

##### <改定後>

基準 4.2 同種造血幹細胞移植に用いる造血幹細胞ソースの種類に関しては、認定申請時の前年までの3年間に、原則として、すべての移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植、ただし、小児診療科においては骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植のうち2種類の移植）を少なくとも1例施行していること。ただし、新規申請時には血縁の骨髄移植および末梢血幹細胞移植のみの実績でよい。

以上